



# 千葉県特区民泊について

## 事業者説明会を開催します！

- 日時：11月7日(火) 14:00~16:00
- 場所：千葉市役所8階 正庁
- 定員：当日先着200名
- 内容：事業開始までの手続き、設備要件など特区民泊に関する疑問にお答えします。

古民家等を活用した体験プランなど、住宅を活用した宿泊サービスを検討されている事業者または個人の方は是非ご参加ください。

### 特別講演「正しく知って楽しくはじめる民泊」



講師 小柳 秀吉氏 (株式会社トリップシード代表取締役)

(略歴) 楽天トラベル株式会社にて地域振興、インバウンド事業の責任者を経て、その後株式会社百戦錬磨事業開発部長として民泊サイト立ち上げを担う。現在、株式会社トリップシードを設立し代表取締役を務める傍ら株式会社パソナにてエグゼクティブプロデューサーを兼任。徳島市阿波踊りイベント民泊を手掛けるなど、民泊業界の第一線で活躍。

## 特区民泊とは？

- ・国家戦略特区の特例により旅館業法の適用が除外されます。
- ・施設設備基準や安全対策等の要件を満たし、市の認定を受けることで住宅等での宿泊事業を可能とする制度です。

### 【特徴】

- ✓ 賃貸借契約に基づき、外国人の滞在に適した宿泊施設を提供します。(施設の使用方法に関する外国語を用いた案内、緊急時における外国語を用いた情報提供など)
- ✓ 日本人も含めて利用が可能です。
- ✓ 家主が同居するいわゆるホームステイ型での実施はできません。

## 本市の実施目的

### 自然豊かな内陸部の活性化

内陸部の「**緑**」、「**里**」、「**農**」をキーワードとする農業体験や観光資源を活用した滞在型余暇活動の提供を促進するため、若葉区及び緑区の一部の地域で特区民泊を導入し、**グリーンエリアの実感価値の向上及び観光振興の推進**を目指します。



### 特区民泊の特性を生かした実施地域の設定

魅力的な地域資源が豊富に存在する

### 若葉区及び緑区の

### 市街化調整区域及び住居専用地域

で実施します。

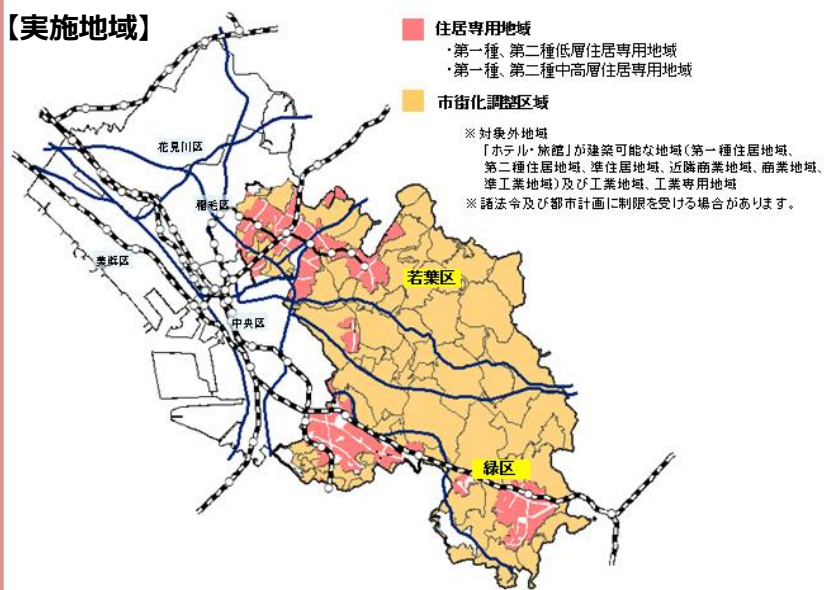
### 滞在時間増加による経済活動の活性化

市の条例において、1回の使用期間を

### 2泊3日以上

⇒市内滞在時間の増加による地域経済活動の活性化の促進を図ります。

### 【実施地域】



### 【国家戦略特区制度・説明会に関するお問い合わせ】

総合政策局総合政策部国家戦略特区推進課

TEL : 043-245-5346 E-mail : [tokku.POC@city.chiba.lg.jp](mailto:tokku.POC@city.chiba.lg.jp)

### 【申請手続きに関するお問い合わせ】

保健福祉局健康部保健所環境衛生課

TEL : 043-238-9939 E-mail : [kankyo.PHO@city.chiba.lg.jp](mailto:kankyo.PHO@city.chiba.lg.jp)

### 【観光振興に関するお問い合わせ】

経済農政局経済部観光プロモーション課

TEL : 043-245-5619 E-mail : [kanko.EAE@city.chiba.lg.jp](mailto:kanko.EAE@city.chiba.lg.jp)